

議案第28号

鯖江市水道事業給水条例の一部改正について

鯖江市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月20日提出

鯖江市長 佐々木 勝 久

提案理由

水道法施行令等の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

## 鯖江市条例第 号

### 鯖江市水道事業給水条例の一部を改正する条例

鯖江市水道事業給水条例(昭和35年鯖江市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第43条第1号中「の土木工学科」を「において土木工学科」に改め、「において衛生工学または水道工学に関する学科目」を削り、「2年以上水道」を「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路または河川(以下この条において「水道等」という。)」に改め、「有する者」の次に「(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同条第2号中「の土木工学科またはこれ」を「において機械工学科もしくは電気工学科またはこれら」に改め、「において衛生工学および水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3年以上水道」を「4年以上水道等」に改め、「有する者」の次に「(2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同条第3号中「短期大学」の次に「(同法による専門職大学の前期課程を含む。)」を、「高等専門学校」の次に「(次号において「短期大学等」という。)」を、「卒業した後」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。)」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「有する者」の次に「(2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同条第8号中「水道に関する」を「水道等に関する」に改め、「有する者」の次に「(6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同号を同条第10号とし、同条第7号中「もしくは第2号に規定する課程および学科目または第3号もしくは第4号」を「から第6号まで」に改め、「または学科目」を削り、「水道」を「水道等」に改め、「有する者」の次に「(それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同号を同条第9号とし、同条第6号中「にあっては1年」を「にあっては2年」に、「2年以上水道」を「3年以上水道等」に改め、「有する者」の次に「(第1号の卒業者にあっては1年以上、第2号の卒業者にあっては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同号を同条第8号とし、同条第5号中「水道」を「水道等」に改め、「有する者」の次に「(5年以上水道の工事に係る技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同号を同条第7号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (6) 高等学校等において機械科もしくは電気科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(4

年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

第43条第4号中「中等教育学校」の次に「(次号において「高等学校等」という。)」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「有する者」の次に「(3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 短期大学等において機械科もしくは電気科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

第43条に次の1号を加える。

- (11) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第34条第1項および第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

第44条第1号を次のように改める。

- (1) 前条第1号、第3号または第5号に規定する学校において土木工学科もしくは土木科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第44条第2号中「および第4号」を「または第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目またはこれらに相当する学科目を修めて卒業した後」を「の課程またはこれらに相当する課程(土木工学科および土木科ならびにこれらに相当する課程を除く。)を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」に、「については6年以上、同条第4号」を「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)については6年以上、同条第5号」に改め、同条第4号中「および第4号」を「および第5号」に、「学科目」を「課程」に改め、「卒業した」の次に「(当該課程を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程(以下この号において「専門職大学前期課程」という。)を修了した場合を含む。)」を、「同条第3号に規定する学校の卒業生」

の次に「(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。)」を加え、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第5号中「第2号」を「第1号もしくは第2号」に、「学科目」を「課程」に改め、同条に次の2号を加える。

- (7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者  
(選択科目として上水道および工業用水道を選択した者に限る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 建設業法施行令第34条第1項および第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。